

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和元年(ク)第568号
決定日	令和1年7月17日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草野耕一 山本庸幸 菅野博之 三浦守
当事者等	抗告人 吉井康雄
原裁判の表示	大阪高等裁判所平成30年(ム)第180号(平成31年3月27日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和1年7月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 門 脇 浩 樹 

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 門 脇 浩 樹

